

(案)

石巻市産業戦略推進本部設置要綱

平成22年8月1日

訓令第 号

(設置)

第1条 市への企業誘致や地域産業の育成、新産業の創出等を積極的に推進するため、石巻市産業戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企業誘致に関すること。
- (2) 企業の支援及び育成に関すること。
- (3) 新産業及び環境関連産業等の誘致及び育成に関すること。
- (4) 産学官連携及び異業種間交流に関すること。
- (5) 産業振興施策の企画、立案、調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、推進本部の事務を総括し、対策本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、推進本部の事業を推進するため必要な職務を行う。

(会議)

第5条 本部長は、推進本部の会議を招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、病院局長の出席を求め、推進本部の会議に参画させることができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、産業部産業戦略課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年8月1日から施行する。
(石巻市企業誘致推進本部会議設置要綱の廃止)
- 2 石巻市企業誘致推進本部会議設置要綱（平成17年石巻市訓令第88号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育委員会教育長、総務部長、企画部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、会計管理者、教育委員会事務局長